

沿岸まぐろはえ縄漁業の届出に関する取扱要領

制定 2水管第1691号
令和2年11月27日
水産庁資源管理部長通知

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第77条第2項の規定に基づく沿岸まぐろはえ縄漁業の届出に関する事務取扱いについては省令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

- 1 省令第77条第2項第2号の書面は、用船契約書の写し又は船舶使用承諾書（別記様式第1号）とする。
- 2 届出をしようとする者は、省令第77条第2項第2号に規定されているもののほか、年間操業計画書（別紙様式第2号）を提出するものとする。
- 3 届出をしようとする者が同一船舶により省令第3条第1項に基づくかつお・まぐろ漁業の許可の申請をしている場合、又は同一船舶により既に当該許可を受けている場合は、届出書のみを提出することとする。
- 4 届出をしようとする者が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可又は法第120条第1項に基づく海区漁業調整委員会の指示による規制の解除の承認を受けている場合は、届出書又は都道府県知事による漁業の許可に係る許可証及び海区漁業調整委員会の指示による規制の解除の承認申請書類の写しを提出することとする。
- 5 省令第77条第2項第2号により変更の届出をしようとする者は、変更届出書（別紙様式第3号）を提出することとする。

別紙様式第1号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

貴殿が下記の船舶を沿岸まぐろはえ縄漁業に使用することを承諾します。

記

1. 船 名 丸
2. 船舶総トン数 トン
3. 推進機関の種類及び馬力数
4. 漁船登録番号
5. 使用権の種類 使用貸借
賃貸借（賃借料）（月 円也）
6. 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで

年間操業計画書

1 届出者 住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

2 使用船舶名

3 操業の概要

	沿岸まぐろはえ縄漁業の 届出水域	沿岸まぐろはえ縄漁業以外の漁業	
		漁業種類名	主な操業海域
月 旬			
月 旬			
月 旬			
月 旬			
月 旬			

- (注) 1 操業期間を旬ごとに記入し、1年間を通じて空白のないように記入すること。
2 「沿岸まぐろはえ縄漁業の届出水域」欄は、旬ごとに操業水域名についても記入すること。（例：東沖水域等）

別紙様式第3号

沿岸まぐろはえ縄漁業変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で届け出た沿岸まぐろはえ縄漁業出漁届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届出いたします。

記

変更事項	変更前	変更後